

就業体験の実施に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と、〇〇大学（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市就業体験実施要綱に基づく令和6年度の就業体験の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（実習生）

第1条 就業体験を行う者（以下「実習生」という。）は、乙に在学し、大学等の長その他の市長が認める者の推薦を受けた者とする。

（実施期間等）

第2条 就業体験の実施期間及び実施時期は、甲乙協議の上決定する。

（実施時間）

第3条 就業体験の実施時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、途中1時間の休憩時間を設けるものとする。

（給料等）

第4条 甲は、実習生に対し給料、手当及び旅費を支給しない。

（誓約書）

第5条 実習生は、守秘義務に係る誓約書を甲に提出しなければならない。

（守秘義務等）

第6条 実習生は、就業体験の実施期間中知り得た秘密を漏らしてはならない。就業体験の実施期間経過後も、また同様とする。

（事故等の措置）

第7条 乙は、就業体験の実施期間中の実習生の事故及び当該期間中の実習生の甲又は第三者に対する損害の賠償に関し保険の加入その他必要な措置を講じなければならない。

（中止）

第8条 甲は、実習生がこの協定に定める事項に違反したとき又は就業体験の実施を継続し難い理由が生じたときは、就業体験を中止することができる。

（報告）

第9条 実習生は、就業体験の実施期間経過後、速やかに就業体験の結果を甲に報告しなければならない。

（疑義）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 佐藤 光

乙